

## 「クレジットカードの不正使用から身を守るために」

平成 30 年 6 月

「クレジットカードの不正使用から身を守るために」という資料を作成しました。改正された割賦販売法が平成 30 年 6 月 1 日に施行されことを踏まえ、4 月に作成した資料を少し改定したものです。

資料の目次は、以下の通りです。

- |                         |
|-------------------------|
| 1. 増える不正使用・・・p1         |
| 2. 犯人にねらわれないために・・・p2    |
| 3. クレジットカードのしくみと規制・・・p4 |
| 4. カードに関係する会社の変化・・・p8   |
| 5. 割賦販売法の改正・・・p10       |
| 6. まとめ・・・p12            |

(参考)

「クレジットカードの不正使用から身を守るために」が想定する読者

### 1. 高校生

「クレジットカードの不正使用から身を守るために」が想定する読者は、まず、高校生です。

本文を読み通してくれる生徒がある程度いることを願い、文体をわかりやすいものにするよう努めました。同時に、挿絵を見るだけでも、全体の概要を把握できるように作りました。これによって、読解力や集中力や関心が様々な生徒がいても、全員が参加する授業ができるよう心がけました。

高校の 45 分の授業で、挿絵を中心にすれば、全体を説明することも可能な長さにしました。

特に重視したのは、今後、新しい指導要領で新設される社会科の「公共」の授業を検討するために役立つことです。新指導要領の「法や規範の意義及び役割」、「多様な契約及び消費者の権利と責任」に具体的に触れ、「自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」について、これなら身近で自分にもできると多くの生徒が実感できる教材となるよう願いつつ、「6. まとめ」を含めた内容を構成しました。

現行の指導要領の社会科では、「現代社会」や「政治・経済」で「個人や企業の経済活動における役割と責任」について学ぶとき、消費者保護について触れるための教材として使えます。

家庭科で消費者信用を扱うときは、「3. クレジットカードのしくみと規制」だけでも使えます。5 ページのクレジットカードのしくみだけを配布しても使えるように作りました。消費者庁「社会への扉」7 ページ「お金を支払う(カード払い)」の補足資料としても使えるように、5 ページの図の用語をできるだけ合わせました。一方、時間があれば、生徒が考えてワークシートに記入したり、隣の生徒と話し合ったりする、参加型授業にするために、脚注 5 で紹介した消費者教育資料「契約の問題から身を守るために」が参考になればと思います。

商業科では、新しい指導要領の「企業責任と法規」で、「消費者の保護」や「情報の保護」を学ぶための、具体的な教材として使えると思います。

## 2. 大学生

大学生も重要な読者です。

まず、新入生には、特に親元を離れて新生活を始める学生が多い大学などで、消費者教育に使えます。また、理工系や文学部などの学生が、教養課程で法律や政治、経済について学ぶ際に、具体的に理解しやすい素材だと思います。

大学の 90 分の授業なら、挿絵と本文に加え、学生の関心によっては脚注にも少し触れて、講義できると思います。

また、法学部や経済学部などの学生なら、脚注に掲載した資料を読んで、議論したり発表したりする授業に使えます。

## 3. その他

若者が多い職場など、新入社員研修で使われるといいと思います。特に「3. クレジットカードのしくみと規制」の過剰与信防止関係は、資金的な問題を防ぐために役立つのではないのでしょうか。

高齢者の参加が多い市民講座でも、挿絵の活字が大きくて読みやすいなど、受け入れられるのではないかと思います。

専門家にとっては、脚注が、資料集、リンク集として、参考になればと思います。